

○豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>前文</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に<u>全国各地</u>の豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が<u>拡大したことから</u>、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止が<u>急務となった</u>。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。<u>令和8年5月現在、26都県103例</u>の豚等における豚熱の発生が確認されている。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 <u>このような中、本指針等に基づく各種の発生予防及びまん延防止対策の推進により、令和8年5月時点では、豚等での発生は年5件程度までに減少した。一方で、野生いのししでの感染地域は、北は青森県から南は鹿児島県まで拡大するなど、清浄化に向けた先行きを見通しにくい状況にある。このため、現下の発生状況や対策の効果を踏まえつつ、清浄化に向けた道筋を示すことを目的に、「豚熱清浄化ロードマップ」（令和7年6月策定。以下「ロードマップ」という。）を策定・公表した。ロードマップにおいては、「飼養豚での清浄化を地域ごとに進め、2050年を目途として全国でのWOAHの豚熱清浄国ステータスの取得」を当面の目標としつつ、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国</u></p>	<p>前文</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が<u>拡大しており</u>、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及び<u>その後の清浄化が急務である</u>。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。<u>令和6年6月現在、21都県92例</u>の豚等における豚熱の発生が確認されている。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

での飼養豚へのワクチン接種の中止」を最終目標としている。

8 その後、ワクチン接種農場における発生状況等の分析結果をもとに、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）において検討した結果、それまでの農場内の全ての飼養豚をと殺の対象とする措置と比べ、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚等は、感染拡大リスクを増加させないとの結論が出された。また、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会においても同様の結論が出されたことなどを踏まえ、適切にワクチン接種が実施されていることを前提に、殺処分される疑似患畜については、まん延防止に必要な場合に都道府県知事が命ずるものに限ることなどを内容とする家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の改正が令和8年5月〇日に行われた。一方で、将来の豚熱清浄化を達成するためには、効果的なワクチン接種、免疫付与状況確認のための各種検査、飼養衛生管理の徹底、野生いのしし対策等による野外環境中の豚熱ウイルス量の低減等を通じて、発生予防及びまん延防止に万全を期すことが引き続き重要である。

9 （略）

第1 基本方針

1 （略）

2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした豚熱ウイルスを拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

（新設）

7 （略）

第1 基本方針

1 （略）

2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのうち、特に重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、法第12条の3の3第1項に基づき飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

(2)～(4) (略)

4 発生時には、的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、ワクチン非接種区域においては、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、そ

3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

(2)～(4) (略)

4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒

の死体等の処理及び消毒の徹底に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。ワクチン接種区域においては、患畜の迅速な殺及び当該死体等の処理並びに命令に基づく疑似患畜の殺処分の実施、当該死体等の処理及び消毒の徹底に加え、ワクチン非接種区域と同様、疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、的確な初動防疫対応を行う。

- (1) (略)
- (2) 都道府県は、(1)の防疫方針並びに第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する(都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法等に基づく国の費用負担の対象となる。)

5 (略)

に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) (略)
- (2) 都道府県は、(1)の防疫方針並びに第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する(都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。)

5 (略)

6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、小委の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やWOAH等の国際機関との相互の情報交換等を通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、

6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やWOAH等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、

海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処理を実施する。

(4) (略)

(5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

(1) ・ (2) (略)

(3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。また、指導を行う際は、飼養衛生管理等支援システム等を活用し、豚等の所有者、飼養衛生管理者、担当獣医師等と連携して、飼養衛生管理の向上を図る。

(4) ～ (6) (略)

(7) 第9の1の(1)又は第20の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。また、農場ごとに豚等の飼養状況、畜舎間の移動等に係る情報の把握に

海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。

(4) (略)

(5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

(1) ・ (2) (略)

(3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行う。

(4) ～ (6) (略)

(7) 第9の1の(1)又は第20の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

努める。

(8) 豚等の所有者に対し、食品残さを含む飼料を給与しているかどうかを確認する。飼養衛生管理基準に基づき、肉を扱う事業所から排出された食品残さの給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

(9) ・ (10) (略)

3・4 (略)

5 豚等の所有者の取組

(1) 飼養している豚等につき、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、豚等の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、豚等の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。

(2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

(1) ~ (4) (略)

(5) 発生時に、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を迅速に活用できるよう、あらかじめ民間事業者のリストを作成するとともに、各都道府県と当該リストの共有を図る。

(8) 豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

(9) ・ (10) (略)

3・4 (略)

(新設)

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(6) 必要に応じ、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

① （略）

② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

③・④ （略）

(2)～(4) （略）

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、防疫作業に係る民間事業者等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

① （略）

② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

③・④ （略）

(2)～(4) （略）

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、防疫作業に係る民間事業者等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

(7)・(8) (略)

3・4 (略)

5 豚等の所有者の取組

(1) 2の(4)の大規模所有者は、発生に備えた対応計画を策定するとともに、発生時に的確に防疫措置が講じられるよう、当該対応計画に基づく、必要な人員、資材等の準備、選択的殺処分時の作業動線（ワクチン接種区域内の農場に限る。）等の作成を行う。

(2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第3-1 浸潤状況を確認するための検査

1 (略)

2 抗体保有状況調査

ワクチン非接種区域において、都道府県は、当該都道府県内の

(6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

(7)・(8) (略)

3・4 (略)

(新設)

第3-1 浸潤状況を確認するための検査

1 (略)

2 抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼

農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

3 （略）

4 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を行う。

5・6 （略）

第3-2 予防的ワクチン

1 予防的ワクチン接種に対する基本的な考え方

(1) 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺等を原則とし、予防的なワクチンの使用については慎重に判断する必要がある。

(2)・(3) （略）

(4) 都道府県知事は、知事認定獣医師が(3)の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取

度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

3 （略）

4 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

5・6 （略）

第3-2 予防的ワクチン

1 予防的ワクチン接種に対する基本的な考え方

(1) 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺等を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

(2)・(3) （略）

(4) 都道府県知事は、知事認定獣医師が(3)の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取

り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行っていた農場に対して、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師若しくは登録飼養衛生管理者による接種を行わせるものとする。

(5) 都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が(3)の②の要件を満たさなくなると認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより、ワクチン接種が困難となった場合にあつては、当該農場に対し(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(6) (略)

2 接種区域及びワクチン接種プログラム

(1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、以下の地域のほか、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因(野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等)を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし(以下「豚熱感染いのしし」という。)から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

ワクチン接種推奨地域：北海道以外の地域

(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域に設定された都道府県は、飼養衛生管

り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(5) 都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が(3)の②の要件を満たさなくなると認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより認定農場の認定が取り消された場合又は当該農場における登録飼養衛生管理者のみによるワクチン接種が困難となった場合にあつては、当該農場に対し(2)の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(6) (略)

2 接種区域及びワクチン接種プログラム

(1) ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因(野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等)を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし(以下「豚熱感染いのしし」という。)から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管

理の徹底を図ってもなお豚熱感染のししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

①～⑨ (略)

(3) ワクチン接種プログラムの確認

(2)によりワクチン接種プログラムを作成したときは、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、当該プログラムの範囲内において接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

② (略)

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要

理の徹底を図ってもなお豚熱感染のししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

①～⑨ (略)

(3) ワクチン接種プログラムの確認

農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

② (略)

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要

件を課す。都道府県は、知事認定獣医師及び認定農場に対して当該要件の遵守状況の確認を実施する。

3 (略)

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、畜産の用に供される豚等と隔離されることが明らかな試験研究用の豚等については、動物衛生課に報告の上、接種の対象から除くことができる。また、ワクチンの接種は、原則として承認された用法・用量及びその参考事項に従って行うこととするが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5 接種区域及における遵守事項

(1) (略)

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。

(3) ワクチンの管理

(略)

(4) (略)

(5) 移動の管理

件を課す。都道府県は、認定農場において当該要件の遵守状況の確認を実施する。

3 (略)

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量及びその参考事項に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5 接種区域及における遵守事項

(1) (略)

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

(3) ワクチン等の管理

(略)

(4) (略)

(5) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

① (略)

② 当該農場で採取された精液等(精液、受精卵等の生産物をいう。以下同じ。)(ワクチン接種前に採取され区分管理(ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。)されていたものを除く。)

③～⑤ (略)

(6) 移動の管理の方法

① 生きた豚等(と畜場への出荷を除く。)、精液等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

②～④ (略)

6 接種農場の監視

(1) (略)

(2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行う。異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、都道府県は、第4に準じて必要な対応を行う。

7～11 (略)

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(6)に定めるところにより実施する。

① (略)

② 当該農場で採取された精液及び受精卵等(ワクチン接種前に採取され区分管理(ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。)されていたものを除く。)

③～⑤ (略)

(6) 移動の管理の方法

① 生きた豚等(と畜場への出荷を除く。)、精液、受精卵等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。

②～④ (略)

6 接種農場の監視

(1) (略)

(2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。

7～11 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1・2 (略)

3 農場等による措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

①・② (略)

③ 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア (略)

イ 当該農場で採取された精液等

ウ～オ (略)

④～⑥ (略)

(2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

①～③ (略)

④ 精液等の出荷先

⑤ (略)

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1・2 (略)

3 農場等による措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

①・② (略)

③ 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア (略)

イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等

ウ～オ (略)

④～⑥ (略)

(2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

①～③ (略)

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ (略)

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(

1) の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(2) 当該農場（ワクチン接種農場に限る。（3）において同じ。

）における豚等の飼養状況及びワクチン接種状況の把握

(3) 当該農場における豚等の畜舎間の移動、移動予定及び移動履

歴の把握

(6) ～ (8) (略)

5～8 (略)

第5 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、電子メール等により連絡する。

①～③ (略)

④ 当該都道府県の警察その他関係機関

⑤ (略)

(2) (1) の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有してい

1) の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(新設)

(新設)

(4) ～ (6) (略)

5～8 (略)

第5 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する

。

①～③ (略)

④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関

⑤ (略)

(2) (1) の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因する豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有してい

ることを説明する。

(3)・(4) (略)

(5) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の4の(8)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、必要に応じ、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、必要に応じ、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の2の(2)において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

③ と殺、殺処分、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県や豚等の所有者の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④ (略)

(3) 都道府県は、必要に応じ、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する

ることを説明する。

(3)・(4) (略)

(5) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の4の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の2の(2)において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④ (略)

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防

都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、都道府県対策本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から(2)の①の職員が派遣されている場合、当該職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6)～(8) (略)

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、必要に応じ、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2)～(5) (略)

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺、殺処分等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6)～(8) (略)

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2)～(5) (略)

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

(2) (略)

第7-1 ワクチン非接種区域の発生農場等における防疫措置

1 と殺 (法第16条)

(1) (略)

(2) 発生農場等への出入口については、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場(第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。)の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、速やかに、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、原則として、当該農場内で、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5)・(6) (略)

(7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。

(2) (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺 (法第16条)

(1) (略)

(2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場(第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。)の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5)・(6) (略)

(7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬

殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点に配慮するとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(8)～(10) (略)

2 死体の処理 (法第21条)

(1)～(3) (略)

(4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第2-2の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(2)の場所に行う。

(5) 焼却又は化製処理を行う施設において、次の措置を講ずる。

①～⑤ (略)

(6) (略)

3 汚染物品の処理 (法第23条)

(1) (略)

(2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則と

殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(8)～(10) (略)

2 死体の処理 (法第21条)

(1)～(3) (略)

(4) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第2-2の2の(3)の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(3)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(3)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(2)の場所に行う。

(5) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

①～⑤ (略)

(6) (略)

3 汚染物品の処理 (法第23条)

(1) (略)

(2) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則と

して、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① 精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

②～⑤ （略）

(3) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、次の措置に準じた措置を講ずる。

①～⑦ （略）

(4) 焼却、化製処理又は消毒を行う施設において、次の措置を講ずる。

①～⑤ （略）

(5) （略）

4 畜舎等の消毒（法第25条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条

して、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

②～⑤ （略）

(3) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①～⑦ （略）

(4) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

①～⑤ （略）

(5) （略）

4 畜舎等の消毒（法第25条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条

第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

第2-2の2の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあつては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

5・6 （略）

第7-2 ワクチン接種区域の発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

（1）家畜防疫員は、患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

（2）発生農場等への出入口については、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

（3）都道府県は、第5の2により患畜であると判定された後、原則として、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、速やかに、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜の判定前に実施する。

（4）患畜は、原則として、当該農場内で、第5の2により患畜で

第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

第2-2の2の（4）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあつては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

5・6 （略）

（新設）

あると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

- ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
- ② 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

(6) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点に配慮するとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(7) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、必要に応じて、動物衛生課と協議の上、検査材料の採材を行う。

(8) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

2 殺処分(法第17条)

(1) 都道府県は、特別な事情がない限り、以下の①から③までのいずれかに該当する疑似患畜の所有者に対し、動物衛生課と協議の上、期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命じる。当該家畜の所有者が期限までに命ぜられた殺処分を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、法第17条第3項に基づき、期限を待たずに家畜防疫員が殺処分を実施する。

① ワクチンによる免疫が成立していない豚等

ア 患畜の病性等判定日時点においてワクチン未接種の豚等

イ 患畜の病性等判定日時点においてワクチンの初回接種後
20日を経過していない豚等

ウ 発育不良に陥っている豚等

② 特定症状など、豚熱感染が疑われる症状を呈しており、遺
伝子検出検査で陽性が確認された豚等

③ その他家畜防疫員が豚熱のまん延防止のために殺処分が必
要と判断した豚等

(2) 都道府県は、患畜確認後、速やかに、発生農場において次に
より拡散状況確認検査を行い、動物衛生課と協議の上、陰性と
なった豚等については、陰性判明時点で疑似患畜から除外する

① 臨床検査

全ての疑似患畜（2の（1）により殺処分すべき旨を命じ
る豚を除く。）に対して、豚熱感染が疑われる症状の有無に
ついて確認する。

② 血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

原則として、①の検査において豚熱感染が疑われる症状が
確認された全ての豚等について、血液検査（白血球数測定）
、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法）を実施す
る。

(3) 殺処分の方法は、1の（2）、（3）及び（5）から（8）
までに準じて実施する。

3 死体の処理（法第21条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第4項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。死体は、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に埋却等を行う。
- (3) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
- ① 当該死体を十分に消毒する。
 - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ⑤ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (4) 直接埋却することによる処理が困難な場合には、動物衛生課

と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。（６）において同じ。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第２－２の２の（３）の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては、（３）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、（３）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（１）の場所に行う。

（５）焼却又は化製処理を行う施設において、第２－２の２の（３）の③の合意に定める措置を講ずるとともに、次の措置を講ずる。

- ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
- ② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。
- ⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

（６）疑似患畜の死体については、患畜の処理方法に準じて、殺処分後速やかに埋却、焼却又は化製処理を行う。

（７）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

4 汚染物品の処理（法第23条）

（1）家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第3項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

（2）患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① 精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

② 豚等の排せつ物等

③ 敷料

④ 飼料

⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（3）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、次の措置に準じた措置を講ずる。

① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシート

で覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

- ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑤ 移動経過を記録し、保管する。

(4) 焼却、化製処理又は消毒を行う施設において、病原体の拡散防止措置を講じるとともに、次の措置を講ずる。

- ① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
- ② 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ③ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ④ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(5) 第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

5 畜舎等の消毒（法第25条）

家畜防疫員は、患畜及び疑似患畜が確認された農場の豚等の所有者に対し、患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜の所在した畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺及び殺処分の終了後、規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

第2-2の2の(4)に基づき事前に対応計画を策定した農場にあつては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

6 畜舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺及び殺処分の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シート¹の設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。

7 ワクチンの緊急接種

都道府県は、特別な事情がない限り、患畜と判定された日から遡って10日目の日以降に患畜又は2の(1)の②に該当する豚等と同一の畜舎で飼養されていた豚等(繁殖豚(繁殖の用に供されている又は供される予定であり、概ね半年以上の間隔で複数回ワクチン接種されており、かつ、2回目のワクチン接種日から20日以上経過した豚等をいう。以下同じ。)を除く。)に対して、速やかに法第31条第1項に基づき、家畜防疫員による緊急的なワクチンの追加接種を実施する。

8 監視プログラム

都道府県は、患畜、疑似患畜又は疫学関連家畜の飼養農場について、次の(1)及び(2)の措置(以下「監視プログラム」という。)を講じる。

(1) 移動制限

① 制限の対象

法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止す

る。

ア 生きた豚等

イ 精液等

ウ 豚等の死体

エ 豚等の排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

② 制限の期間

患畜の病性等判定日から90日が経過し、かつ、発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第17条に基づく殺処分、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（3回目）が完了していることをいう。）から28日が経過した日までとする。ただし、防疫措置が完了した日から28日が経過する日までに新たに患畜又は2の（1）の②に該当する豚等が確認されなかった場合には、動物衛生課と協議の上、患畜の病性等判定日から90日が経過しているか否かにかかわらず、防疫措置が完了した日から28日が経過した日までとすることができる。

③ 制限の対象外

②の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所（ワクチン接種区域内に限る。）へ移動させることができる。

(2) 報告徴求

都道府県は、監視プログラムを適用した農場に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、豚熱発生農場であることに鑑み、飼養衛生管理基準の遵守、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について改めて指導を徹底する。また、監視期間中、法第52条に基づき、毎日、異状の有無や死亡頭数等について、監視プログラムが解除されるまで報告するよう求める。

(3) 監視プログラム適用期間中に異常豚が確認された場合の対応

監視プログラムを適用した農場において、報告徴求等により飼養豚等において異状が認められた場合には、都道府県は第4の1から5までに準じた措置を講じる。当該措置において、豚熱を疑う症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性となった豚等については、当該豚等を疑似患畜として法第17条に基づき殺処分を命ずる。加えて、都道府県は、原則として、1から8までの防疫措置を再び講じる。

(4) 監視プログラム適用期間中の豚等の導入について

監視プログラムを適用した農場は、防疫措置の完了後、繁殖豚等の免疫が十分に付与されていると考えられる豚等を導入することができる。導入した豚等については、監視プログラムに基づき、報告徴求の対象とすること。

(5) 監視プログラムの解除

都道府県は、監視プログラムを適用した農場における清浄性を確認するため、(1)の移動制限期間が終了する2日前以降に、監視プログラム解除検査として、2の(2)の拡散状況確

認検査と同様の検査を実施する。

当該検査において、全ての豚等について陰性が確認された場合であって、(1)の②の期間が経過した場合には、動物衛生課と協議の上、監視プログラムを解除する。

9 豚等の評価

(1) 豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

(2) 評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

(3) 豚等の所有者等は、と殺又は殺処分に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺又は殺処分の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあつては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

(4) 農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1・2 （略）

3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

1・2 （略）

3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定

という。) 第5条に規定する通行の制限又は遮断の手續等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 (法第32条)

1 制限区域の設定

都道府県は、ワクチン非接種区域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合及び非接種区域の農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合、以下の制限区域の設定を行う。

(1) 移動制限区域

① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3 km 以内の区域について、家畜等(4に掲げるものをいう。(2)及び5の(6)において同じ。)の移動を禁止する区域(以下この節において「移動制限区域」という。)として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② (略)

(2)～(4) (略)

(5) 豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在

する通行の制限又は遮断の手續等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 (法第32条)

1 制限区域の設定

(新設)

(1) 移動制限区域

① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3 km以内の区域について、家畜等(4に掲げるものをいう。(2)及び5の(6)において同じ。)の移動を禁止する区域(以下第1節において「移動制限区域」という。)として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② (略)

(2)～(4) (略)

(5) 豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在

地について、電話、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(6) (略)

2 (略)

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（ワクチン非接種区域において、法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の2の（2）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること

。

② (略)

(2) (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液等（ただし、病性等判定日

地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(6) (略)

2 (略)

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の2の（2）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② (略)

(2) (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日

から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

(3)～(5) (略)

5 (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する(移動制限区域に含まれている場合を除く。)

また、ワクチン非接種農場においては、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場(ワクチン非接種農場に限る。第12において同じ。)の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～④ (略)

から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

(3)～(5) (略)

5 (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する(移動制限区域に含まれている場合を除く。)

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～④ (略)

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 当該農場で採取された精液等(ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

③～⑤ (略)

(4) (略)

2～6 (略)

第13 緊急ワクチン(法第31条第1項)

(削る。)

1 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺又は殺処分及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 当該農場で採取された精液及び受精卵等(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)

③～⑤ (略)

(4) (略)

2～6 (略)

第13 緊急ワクチン(法第31条第1項)

1 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実

ン接種の実施を決定する（なお、豚熱については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第14 家畜の再導入

1 都道府県は、豚等の再導入（法第16条の規定に基づくと殺又は第17条の規定に基づく殺処分により、飼養する豚等が存在しなくなった農場が、経営を再開するために再び豚等を導入することをいう。以下同じ。）を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。

2～4 (略)

第15 発生の原因究明

1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省は必要に応じて、都道府県、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環

施を決定する（なお、豚熱については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

(1)～(3) (略)

3～5 (略)

第14 家畜の再導入

1 都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。

2～4 (略)

第15 発生の原因究明

1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究

境等の疫学情報に関する網羅的な調査を実施する。

- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 1 (略)
- 2 陽性判定時に備えた準備
都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。
 - (1) (略)
 - (2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺、殺処分等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）
 - (3)～(7) (略)
- 3 (略)

第17・第18 (略)

第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

- 1・2 (略)

部門等の関係機関と連携して実施する。

- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 1 (略)
- 2 陽性判定時に備えた準備
都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。
 - (1) (略)
 - (2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）
 - (3)～(7) (略)
- 3 (略)

第17・第18 (略)

第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

- 1・2 (略)

- 3 令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手續等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下この節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第17の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 移動制限区域内で採取された精液等（第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

- 3 家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手續等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第 17 により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第17の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2～6 （略）

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3)～(5) (略)

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)・(2) (略)

(3) 他農場へ精液等を移動する場合

精液等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

① 精液

原則として、移動予定日から遡って3日以内に、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、血液の遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性が確認されていること。

② 受精卵

(3)～(5) (略)

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)・(2) (略)

(3) 他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

① 精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵

原則として、移動予定日から遡って3日以内に、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

(4) (略)

第21～第25 (略)

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

(4) (略)

第21～第25 (略)